



No.	区域線
A	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線
B	貝塚市と岸和田市の行政区
C	(都) 第二阪和国道又は(都) 国道 26 号線からの 50m の後退線

- : 紀州街道・熊野街道
- : 街道（景観行政団体部分）
- : 街道（道が喪失しているところ）

